

事 務 連 絡

平成17年 9 月 8 日

法務省大臣官房司法法制部司法法制課 御中

人事院事務総局企画法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法令について（回答）

（対：平成17年 9 月 6 日付け文書）

標記について、別紙のとおり御連絡します。

別紙

(府省庁名： 人事院)

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項	担当部署・担当者・連絡先

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項	担当部署・担当者・連絡先
国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）	第2条第2項第4号 ✓	国家公務員倫理審査会事務局・藤田 3581-5311（内2813） [redacted]
国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）	第2条第3項第3号 ✓	国家公務員倫理審査会事務局・藤田 3581-5311（内2813） [redacted]
国家公務員倫理法（平成11年8月13日法律第129号）	第2条第4項第2号 ✓	国家公務員倫理審査会事務局・藤田 3581-5311（内2813） [redacted]
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年12月17日法律第117号）	第5条第2項 ✓	人材局企画課任用調査班・谷澤 3581-5311（内2315） [redacted]

別添

(府省庁名：総務省

)

○ 「裁判官の報酬等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項	担当部署・担当者・連絡先
昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百五十七号）	第1項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾 [redacted]
恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百八十四号）	附則第2項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾 [redacted]
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号）	附則第3項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾 [redacted]
恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）	附則第4条第1項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾 [redacted]
恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号）	附則第2条第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾 [redacted]

不要

○ 「検察官の俸給等に関する法律」を引用している法律

法 律 名	条 項	担当部署・担当者・連絡先
国家公務員倫理法	第2条第2項、第3項、第4項	人事・恩給局 参事官室 服務・勤務時間係 池浪 [redacted]
国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	第5条第2項	人事・恩給局 参事官室 管理運用係 大北、野村 [redacted] [redacted]

改正要

国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法	第7条第3項	人事・恩給局 参事官室 給与一係 森 FAX
昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百五十七号）	第1項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号）	附則第3項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾
恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百二十四号）	附則第4条第1項第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾
恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八十二号）	附則第2条第3号	人事・恩給局 恩給企画課 平尾
独立行政法人通則法	第59条第3項	行政管理局 企画調整課 独立法人・特殊法人総括 柏尾 TEL:03-5253-5312 FAX:03-5253-5309
日本郵政公社法	第57条第3項	郵政行政局 総務課 総合企画室 倉澤・横溝 TEL: FAX:

不要

不要